

# 原子力市民委員会

## 九州電力川内原子力発電所の緊急時における原子力災害 避難計画についての自治体アンケート調査

### (1) 実施者

実施主体：原子力市民委員会

集 計：原子力市民委員会事務局

### (2) アンケート実施要領

手 法：各自治体に依頼状およびアンケート票を郵送。郵送あるいは FAX による回答。

対 象：アンケート対象自治体：九州電力川内原子力発電所の 30km 圏内の自治体および避難先自治体 21 自治体

回答自治体：21 自治体（回収率 100%）

回答到着期間：2014 年 11 月 10 日～11 月 21 日

発 表：2014 年 12 月 3 日 鹿児島県庁記者室にて

### (3) 参考資料

21 自治体からのアンケート結果のスクランデータ

[http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141203\\_11.zip](http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141203_11.zip)

アンケート依頼状

[http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031\\_01.pdf](http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031_01.pdf)

アンケート用紙

[http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031\\_02.pdf](http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031_02.pdf)

内容：

1. アンケート結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. アンケートの質問項目及び自治体からの回答の集計結果・・・・・・・・ 2
3. 原子力市民委員会によるアンケート結果の詳細分析・・・・・・・・ 14
4. アンケート別添資料：  
「原子力防災会議 第 4 回 配布資料 川内地域の緊急時対応（全体版）」の抜粋・・・・ 24



本件に関する連絡先：原子力市民委員会事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F（高木仁三郎市民科学基金内）

E-MAIL：email@ccnejapan.com TEL/FAX：03-3358-7064



## 1. アンケート結果の概要

原子力市民委員会が九州電力川内原子力発電所の30km圏内の自治体、および避難先自治体の計21自治体を対象に実施した「九州電力川内原子力発電所の緊急時における原子力災害避難計画についての自治体アンケート調査」（回答自治体：21自治体、回収率100%）の結果、以下の事項が明らかになりました。

- ① 30km圏外の自治体では避難計画は策定されていない。
- ② 避難元自治体において、住民からのヒアリングは、「説明会」以外はあまり実施されていない。
- ③ 説明会等で出された住民からの意見としては、複合災害への対応、要援護者の避難計画の充実、避難経路の見直し等が多かったようである。
- ④ 要援護者の施設に対して、説明会・ヒアリング・アンケートを実施している自治体は少ない。
- ⑤ 受け入れ自治体において、「受け入れ計画」は策定されていない。
- ⑥ 30km圏内自治体と受け入れのみの自治体に対する、県や国からの情報提供の差がある。30km圏内自治体が受けている説明を、受け入れ自治体は受けていない。
- ⑦ 内閣府原子力防災会議（9月12日資料）が示している以下の「3つの方針」については、ほぼ全ての自治体が避難計画に反映できていない。
  - ・「避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施」
  - ・「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」
  - ・「10キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで避難先を調整」
- ⑧ 上記の「3つの方針」については、自治体によっては不満や実施困難さを挙げ、国や県に対して説明を求めている。とりわけ、受け入れ先でのスクリーニング・除染を行う方針に関して、問題であるとしている自治体が多い。
- ⑨ 「救護所」はどの自治体も決まっていない。
- ⑩ 鹿児島県の自治体と熊本県の自治体との対応、認識の差が大きい。熊本県の自治体は、避難者は鹿児島県域内でスクリーニングや除染を完了していると認識、予定していなかった自治体からの受け入れは不可能、要援護者の避難については対応できない、などといった回答が見られる。
- ⑪ 医療機関・社会福祉の避難計画に関しては、各市町は把握できていないか、全く策定されていないかのどちらかである。

## 2. アンケートの質問項目、及び自治体からの回答の集計結果

- ・凡例：〔〕は原子力市民委員会事務局からの補足。  
〔なし〕は該当する自治体がないもの。  
〔略〕は各自治体から記入があったものの省略したもの。

問1. 基本情報〔対象自治体：21〕

(1) 自治体名：

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) 九州電力川内原子力発電所からの距離 概ね

〔略〕

問2. 貴自治体は、原子力災害時の住民の避難計画を策定していますか？〔対象自治体：21〕

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

策定年月日

〔略〕

名称

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

今後策定の予定はありますか？

はい

〔なし〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【芦北町】当町は、原子力災害対策重点区域外であり、対応について具体的な指針等が定められていないため  
【津奈木町】当町は原子力災害対策重点区域外であり、対応について具体的な指針等が定められていないため

問3. 貴自治体は、原子力災害時の避難住民の受け入れ先になっていますか？〔対象自治体：21〕

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

いいえ

阿久根市、いちき串木野市、薩摩川内市

【避難について】

問 4. 避難計画に関して、住民の意見を聴きとるためにどのような手法を用いていますか？

(複数回答可) [対象自治体：9]

説明会の開催

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

アンケートの実施

鹿児島市、日置市

個別ヒアリング

薩摩川内市

その他

さつま町、薩摩川内市

その他のコメント

【さつま町】 町職員による説明（全 138 公民会）  
【薩摩川内市】 原子力防災に関する資料の配付・原子力防災ハンドブック・薩摩川内市原子力防災計画のお知らせ

欄外記入

【鹿児島市】 策定に先立ち、UPZ 内の 9 自治会ごとの説明会を実施し、アンケート調査を実施したほか、市内 13 カ所で実施した地区別防災研修会で説明を行っています。  
【薩摩川内市】 「個別ヒアリング」について PAZ 圏内各世帯訪問事業実施

問 5. 避難計画に対する住民の受け止め方をどのように認識されていますか？ [対象自治体：9]

避難計画に対して納得している住民が多い

【なし】

避難計画に対して納得していない住民が多い

【なし】

どちらともいえない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、日置市

※その理由

【出水市】 避難計画の住民説明会では多くの意見、要望をいただいたので、今後、実効性のある避難計画に見直していきたいと考えている。  
【薩摩川内市】 毎月開催の研修会、県と共催による避難計画説明会、自治会等単位における出前講座において、納得したかどうかの確認までは行っていない。なお、当市は要望があれば出前講座等開催し、住民の方々に理解を深めていただく考えである。  
【日置市】 課題が残されていることも含めて、避難計画の現状は、理解していただいている。

わからない

始良市、さつま町、長島町

欄外記入

【始良市】 説明会は UPZ 圏内 9 世帯 11 名に対して行っており、それ以外の市民の反応

は集約していない。説明会では異論は出ていないため UPZ 内住民は納得している  
と認識している。

【鹿児島市】その他：一定の理解・認識をいただいているものと考えておりますが、今  
後とも訓練等を通じて、周知を図っていく考えです。

【さつま町】納得の基準がわからない。

問 6. 住民からどのような意見がだされていますか？（複数回答可）〔対象自治体：9〕

避難範囲を 30km から広げてほしい

始良市、さつま町

避難先を見直してほしい

さつま町

避難経路を見直してほしい

阿久根市、出水市、さつま町、薩摩川内市

避難先を増やしてほしい

さつま町、薩摩川内市

要援護者の避難計画を充実させてほしい

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市

複合災害への対応を充実させてほしい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島  
町

その他

始良市、鹿児島市、長島町

その他のコメント

【始良市】二次避難の計画を作るべきである

【鹿児島市】避難範囲の拡大を含め、30km 圏外の対策を充実させてほしい。

【長島町】緊急集合場所の変更

欄外記入

【薩摩川内市】〔「避難先を増やして欲しい」に関して〕風下側となり使用できない場合  
の対応

問 7. 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設への説明会・ヒアリング・アンケー  
ト等は実施されていますか？（複数回答可）〔対象自治体：9〕

説明会を実施

薩摩川内市

ヒアリングを実施

鹿児島市

アンケートを実施

〔なし〕

いずれも実施していない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、さつま町、日置市

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない  
【出水市】施設への避難計画作成の周知は鹿児島県が行っている。  
【鹿児島市】UPZ 内の施設数が3施設と少ないため、個別に訪問し避難計画の策定支援を行っております。  
【薩摩川内市】〔「説明会を実施」について〕10km 圏内の入院・入所施設への避難計画作成について  
【長島町】施設なし

問8. 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設が主体となって定める避難計画の策定状況はどのようになっていますか？〔対象自治体：9〕

把握していない

いちき串木野市、さつま町

概ね90%以上の施設は策定済み

〔なし〕

50～90%程度の施設は策定済み

〔なし〕

10～50%程度の施設が策定済み

〔なし〕

策定済みの施設は10%以下

阿久根市、日置市

その他

出水市、鹿児島市、薩摩川内市

その他のコメント

【出水市】鹿児島県の方針を含め今後県や関係機関と協議を進めていきたい。  
【鹿児島市】現在、策定支援を行っております。  
【薩摩川内市】原子力発電所から10km 圏内の入院・入所の医療機関・社会福祉施設は全て作成済み

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない  
【長島市】施設なし

問9. 2014年9月12日付の原子力防災会議の資料（別添）について、県・国等から説明を受けましたか？〔対象自治体：9〕

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

( 月 日に から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

〔なし〕

問 10. 国は、「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針としています（別添資料のスライド 43 枚目）。これについておうかがいします。

〔対象自治体：9〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

( 月 日に から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

〔なし〕

(2) これは貴自治体の避難計画に反映されていますか？

すでに反映されている

薩摩川内市

まだ反映されていない

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

欄外記入

【鹿児島市】今後、避難計画の見直しを行う際に、反映する予定です。

(3) この方針は、避難先があらかじめ定めた場所から変わりうるということになりますが、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

始良市、薩摩川内市、長島町

問題がある

〔なし〕

※問題の内容：

〔なし〕

その他

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、日置市

その他のコメント

【阿久根市】今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。

【出水市】各拡散予測シミュレーションなどである程度避難先を想定した避難計画策定しておくことが必要ではないかと思われる。

【いちき串木野市】避難先が複数化することは住民にとっては、安心感に繋がるが経路の周知が課題

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と考える

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

問 11. 同資料によれば、10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで避難先を調整するとしています（別添資料のスライド 48・49 枚目）。〔対象自治体：9〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、阿久根市、出水市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

( 月 日に から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

いちき串木野市

欄外記入

【いちき串木野市】システムのことは聞いているが、具体的な説明なし。現在、作業中と理解している。

(2) これは貴自治体の避難計画に反映されていますか？

すでに反映されている

〔なし〕

まだ反映されていない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない

【鹿児島市】今後、避難計画の見直しを行う際に、反映する予定です。

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

いちき串木野市、長島町

問題がある

〔なし〕

※問題の内容：

〔なし〕

その他

阿久根市、出水市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、日置市

その他のコメント

【阿久根市】今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。

【出水市】要援護者の避難については時間を要するものであるため、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定しておくことが必要ではないかと思われる。

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と思われる。  
【薩摩川内市】県のシステム内容の説明を受けた後、対応したい。  
【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない  
【いちき串木野市】システムの内容を見てから判断したい

## 【受入について】

問 12. 原子力災害時の避難受け入れ計画を策定していますか？〔対象自治体：18<sup>1</sup>〕

策定している

〔なし〕

⇒ ( 年 月 日に策定)

〔略〕

策定していない

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

これから策定する

曾於市、湧水町

策定の予定はない

日置市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、水俣市

欄外記入

【始良市】未定  
【出水市】本市民が市内の 30km 圏外の避難所に避難する計画となっている。  
【鹿児島市】〔本市内の避難について〕策定している。鹿児島県原子力災害対策避難計画として策定。  
〔他自治体からの避難について〕今後の策定については検討中。  
【長島町】検討（県等と調整する必要がある）  
【指宿市】本市の地域防災計画等に基づき対応したいと考えます。

問 13. 避難住民や車両のスクリーニング（汚染検査）および除染の場所は決まっていますか？〔対象自治体：18〕

はい

〔なし〕

⇒場所：( )

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾

<sup>1</sup> 事務局注：本来、受け入れ自治体となっている自治体は 19 であるが、薩摩川内市は問 3. で「いいえ」（原子力災害時の避難住民の受け入れ先ではない）と回答したため、問 12. ～問 17. には回答せず。以下同。

於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【出水市】国、県から情報提供等がない状況である。  
【鹿児島市】〔本市内の避難について〕はい：避難所に設置

問 14. 9月12日付の原子力防災会議の資料（別添）について、県・国等から説明を受けましたか？〔対象自治体：18〕

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

( \_\_\_月\_\_\_日に\_\_\_から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

問 15. 同資料によれば、「避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施」（別添資料のスライド75枚目）となっています。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、指宿市

( \_\_\_月\_\_\_日に\_\_\_から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) このような「救護所」はすでに決まっていますか？

はい

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【鹿児島市】〔本市内の避難について〕はい：避難所に設置

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

伊佐市、指宿市

問題がある

始良市、長島町、霧島市、湧水町

※問題の内容：

【始良市】 救護所の場所が決まっていないこと  
【長島町】 広い施設・場所がない  
【霧島市】 早い時期に説明をしていただきたい  
【南さつま市】 車両の除染については、30km 圏外へ出る際に実施すべきと考える。避難住民のスクリーニングは避難先自治体でも可能。  
【湧水町】 国の責任で行うべきものとする

□その他

出水市、鹿児島市、さつま町、日置市、曾於市、枕崎市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】 本市は避難先の一部が県外であることから、県境を越える避難については調整が必要である旨を国に伝えている。  
【鹿児島市】 特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。  
【さつま町】 臨機応変な対応が必要と考える。  
【日置市】 詳細な説明が、まだない為、何もいえない  
【曾於市】 説明を受けないと回答できない。  
【枕崎市】 国・県からの説明を受けたい。避難計画の充実を図ってほしいと考えております。  
【芦北町】 ・ご指摘のスライド 75 枚目には、下段に「※県境を越える避難については、別途調整中」との記述があり、当町はこれに該当するものと思われる。  
・当初から、阿久根市の避難者を受け入れる避難所を提供するのみとの協議がなされていたので、当然、避難元自治体域内、もしくは鹿児島県域内でスクリーニングや除染を完了し、当町へ避難されるものと認識している。  
【津奈木町】 ・ご指摘のスライド 75 枚目には、下段に「※県境を越える避難については、別途調整中」との記述があり、当町はこれに該当するものと思われる。  
・避難者等の除染およびスクリーニングについては、避難元自治体（鹿児島県及び阿久根市）が責任持って対応することとなっているので、避難者が熊本県内及び町内に避難するときには除染等の対策は完全に実施されていると認識している。  
【水俣市】 避難先の自治体に設置することについては、協議が必要。

欄外記入

【指宿市】 設置も含めて、詳細については県において検討されるものと考えます。

問 16. 国は、「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針としています（別添資料のスライド 43 枚目）。これについておうかがいします。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

□はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に \_\_\_\_から説明をうけた)

[略]

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) この方針では、当初予定していなかった自治体からの受け入れが生じるということになりますが、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題ない

始良市、伊佐市、指宿市

問題がある

霧島市、南さつま市、湧水町

※問題の内容：

【霧島市】早い時期に説明をしていただきたい。  
その様な状況で具体的な調整が実施できるか不明である。  
【南さつま市】避難施設に限りがあり、予定している避難住民以上の受け入れは困難である。  
【湧水町】施設がない

その他

出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、曾於市、枕崎市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】本市住民の避難と他市からの避難をある程度シミュレーションした避難計画を策定しておくことが必要ではないかと思われる。  
【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。  
【さつま町】臨機応変な対応が必要と考える。  
【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない  
【曾於市】説明を受けないと回答できない  
【枕崎市】国・県からの説明を受けたい  
【南九州市】あつてはならない災害ですが発生した場合はできる限りの対応をしたいと考えております。  
【芦北町】あくまで協定による人数内であれば問題ないとする。  
【津奈木町】協定による人数内であれば問題ないとする。  
【水俣市】すでに出水市の避難者を受け入れ予定であり、これ以上の対応は難しい。

欄外記入

【指宿市】受け入れ自治体として可能な限り対応をしたいと考えます。

問 17. 同資料によれば、10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで受け入れ先を調整するとしています（別添資料のスライド 48・49 枚目）。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

( 月 日に から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) 受け入れ先候補の施設に関して、県から情報提供の依頼がありましたか？

はい

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外コメント：

【鹿児島市】受入先候補施設については、県で各施設に照会して確認をされております。

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

始良市、長島町、伊佐市、枕崎市

問題がある

霧島市、南さつま市、湧水町

※問題の内容：

【霧島市】システムの内容について承知していない為、具体的な調整要領が不明である  
【南さつま市】事故が生じたあとに調整できるのか疑問である。

その他

出水市、鹿児島市、さつま町、日置市、指宿市、曾於市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】要援護者の避難については時間と配慮を要するものであるため、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定するために、県内及び県外の施設の調整を行っておくことが必要ではないかと思われる。  
【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。  
【さつま町】臨機応変な対応が必要と考えます。  
【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない  
【指宿市】現時点で依頼はない

【曾於市】説明を受けないと回答できない。

【南九州市】これからの情報提供に期待したいと考えております。

【芦北町】要援護者については、協定で明文化されていないので、当町としては対応できない。

【津奈木町】避難行動要支援者については、協定では詳細まで決定していないので、現在のところ当町として対応は難しい。

【水俣町】説明・相談等は受けてない。

問 18. 川内原発の緊急時対応計画（避難計画含む）および、その策定プロセスなどに関連して、これまで質問した項目以外で、貴自治体未解決の課題や、政府の対応等について改善を要望したいことなどがありましたら、お書き下さい。[対象自治体：21]

【鹿児島市】原子力災害については、特殊性があり、また、広域的な対応も必要なことから、国や県が主導してまとめるべき点が多分にあると考えており、今後とも、国や県が率先する中で、原子力災害に関する課題や体制等の検討・整理を行っていただき、総合的な対策を取っていただきたいと考えております。

【霧島市】受入れ市町への県の説明が必要である

【枕崎市】受け入れ自治体の役割等について、国・県からの説明を受けたい

【南さつま市】国・県の主導により避難計画を作成してほしい。また、速やかに情報提供をしていただきたい。

【芦北町】県と2市2町で作成した「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を平成26年9月25日に原子力規制委員会と内閣府に提出しており、その中で原子力規制や安全対策に対する一層の充実・強化と、PPA地域の防災対策の明確化をお願いしている。これらについて早急に対応してほしい。

【津奈木町】県と2市2町で作成した「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を平成26年9月25日に原子力規制委員会と内閣府に提出しており、その中で原子力規制や安全対策に対する一層の充実・強化と、PPA地域の防災対策の明確化をお願いしている。これらについて早急に対応してほしい。

【水俣市】現在、熊本県と関係4市町で「川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議」を組織し、国へ要望書を提出している。国には要望した内容について切実に対応してもらいたい。

### 3. 原子力市民委員会によるアンケート結果の詳細分析

#### (1) 避難計画を策定している自治体

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市（いずれも 30km 圏内にかかっている）。30km 圏外の自治体は避難計画を策定していない。（☞自治体アンケート調査 問2）

以下、避難計画を策定している自治体についての設問。

##### 1) 住民の意見の聞き取り方法（☞問4）

<input type="checkbox"/> 説明会の開催	9
<input type="checkbox"/> アンケートの実施	2
<input type="checkbox"/> 個別ヒアリング	1
<input type="checkbox"/> その他	2

(N=9)

避難元自治体では、9自治体すべてが説明会を開催。一方で、アンケートの実施や個別ヒアリングを行っている自治体は少ない。その他としては、「町職員による説明」「資料配布」というものであった。

【考察】住民に対する「説明」が主であり、意見の「聞き取り」「計画への反映」を行うことはできていないのではないかと。

##### 2) 住民の意見の受け止め（☞問5）

<input type="checkbox"/> 避難計画に対して納得している住民が多い	0
<input type="checkbox"/> 避難計画に対して納得していない住民が多い	0
<input type="checkbox"/> どちらともいえない	5
<input type="checkbox"/> わからない	3

(N=9)

避難元自治体では、避難計画に対する住民の意見の受け止めに関しては、「納得している住民が多い」「納得していない住民が多い」ともにゼロ回答であった。「どちらともいえない」が5回答であり、その理由として、以下をあげた。

- 避難計画の住民説明会では多くの意見、要望をいただいたので、今後、実効性のある避難計画に見直していきたいと考えている。
- 毎月開催の研修会、県と共催による避難計画説明会、自治会等単位における出前講座において、納得したかどうかの確認までは行っていない。なお、当市は要望があれば出前講座等開催し、住民の方々に理解を深めていただく考えである。
- 課題が残されていることも含めて、避難計画の現状は、理解していただいている。

また、「わからない」が3回答であった。

欄外記入として、以下のコメントがあった。

- 説明会は UPZ 圏内 9 世帯 11 名に対して行っており、それ以外の市民の反応は集約していない。説明会では異論は出ていないため UPZ 内住民は納得していると認識している。
- 納得の基準がわからない。
- その他：一定の理解・認識をいただいているものと考えておりますが、今後とも訓練等を通じて、周知を図っていく考えです。

【考察】 新聞報道などを見る限り、住民からの批判的意見は相当出ていることをうかがわせる。納得している住民が多いとは言えず、かといって納得していない住民が多いとすることにも抵抗があるのではないか。

### 3) 住民からの意見 (☞問6)

<input type="checkbox"/> 避難範囲を 30km から広げてほしい	2
<input type="checkbox"/> 避難先を見直してほしい	1
<input type="checkbox"/> 避難経路を見直してほしい	4
<input type="checkbox"/> 避難先を増やしてほしい	2
<input type="checkbox"/> 要援護者の避難計画を充実させてほしい	6
<input type="checkbox"/> 複合災害への対応を充実させてほしい	8
<input type="checkbox"/> その他	3

(N=9)

住民からの意見としては、複合災害への対応、要援護者の避難計画の充実、避難経路の見直しなどをあげる自治体が多かった。その他や欄外記入としては、以下の記載があった。

- 二次避難の計画を作るべきである
- 避難範囲の拡大を含め、30km 圏外の対策を充実させてほしい。
- 緊急集合場所の変更
- 「避難先を増やして欲しい」に関して] 風下側となり使用できない場合の対応

### 4) 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設への説明会・ヒアリング・アンケート等の実施 (☞問7)

<input type="checkbox"/> 説明会を実施	1
<input type="checkbox"/> ヒアリングを実施	1
<input type="checkbox"/> アンケートを実施	0
<input type="checkbox"/> いずれも実施していない	5

(N=9)

要援護者の施設に対して、説明会・ヒアリング・アンケートを実施している自治体は少なく、説明会を実施しているとしても、10km 圏内の施設に対してのみのところもあった。いずれも実施していない自治体 5 自治体のうち、2 自治体は UPZ 内に施設がなく、また、1 自治体は個別訪問を行っているという回答であった。

【考察】要援護者の避難に関しては、当事者の実態調査が欠かせないはずであるが、それにもかかわらず、実態調査がなされていない状況である。

原子力防災会議の指針では、入所者・入院患者のいる社会福祉施設・病院等の要援護者が滞在している施設は避難計画を策定することとなっている。一方で、鹿児島県知事は10km圏外の要援護者施設の避難計画は策定しなくてもよいという趣旨の発言を行っており、国や県の方針が食い違っていること、策定や支援の責任体制も不明確であることなど、要援護者の施設の避難計画について、積極的に策定支援を行うという状況にないのではないか。

5) 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設が主体となって定める避難計画の策定状況（問8）

<input type="checkbox"/> 把握していない	2
<input type="checkbox"/> 概ね90%以上の施設は策定済み	0
<input type="checkbox"/> 50～90%程度の施設は策定済み	0
<input type="checkbox"/> 10～50%程度の施設が策定済み	0
<input type="checkbox"/> 策定済みの施設は10%以下	2
<input type="checkbox"/> その他	3

(N=9)

9自治体のうち、UPZに対象施設がない自治体が2自治体。それ以外の自治体については、把握していない自治体が2自治体、策定が10%以下にとどまる自治体が2自治体であった。10%以上が策定済みであると回答した自治体はなかった。

その他および欄外記入

- 鹿児島県の方針を含め今後県や関係機関と協議を進めていきたい。
- 現在、策定支援を行っております。
- 原子力発電所から10km圏内の入院・入所の医療機関・社会福祉施設は全て作成済み

【考察】30km圏内における要援護者の施設の避難計画の策定が進んでいない、もしくは状況が把握されていないことが明らかになった。国や県の方針が明確でないこともその背景にあるのではないか。

6) 9月12日付の原子力防災会議の資料（別添）について県・国等から説明を受けたか。（問10・問11）

9自治体のうち、すべての自治体が説明を受けたと回答。しかし、説明を受けた時期は、もっとも早い阿久根市、出水市、日置市で、8月26日であり、原子力防災会議での決定のほぼ3週間前であった。もっとも遅い始良市、さつま町は、原子力防災会議での決定の1ヶ月以上後の10月29日に説明を受けていることが明らかになった。

- 7) 「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針について (☞問 10.)

避難計画に反映されているか?

<input type="checkbox"/> すでに反映されている	1
<input type="checkbox"/> まだ反映されていない	8

(N=9)

薩摩川内市以外の自治体は、避難計画に反映されていないと回答した。

自治体としての考え

<input type="checkbox"/> 特段の問題はない	3
<input type="checkbox"/> 問題がある	0
<input type="checkbox"/> その他	6

(N=9)

「問題がある」とした自治体はなかったが、自由記入欄では、課題を挙げているか、また詳細な説明を求めるような記入もあった。

<自由記入>

- 今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。
- 各拡散予測シミュレーションなどである程度避難先を想定した避難計画策定しておくことが必要ではないかと思われる。
- 避難先が複数化することは住民にとっては、安心感に繋がるが経路の周知が課題
- 特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。
- 臨機応変な対応が必要と考える。
- 詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

- 8) 10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで避難先を調整する方針について (☞問 11)

説明を受けたか?

<input type="checkbox"/> はい	8
<input type="checkbox"/> いいえ	1

(N=9)

9自治体のうち8自治体が説明を受けているとしたが、いちき串木野市は、「システムのことは聞いてはいるが、具体的な説明なし。現在、作業中と理解している」と回答。

### 避難計画に反映されているか？

<input type="checkbox"/> すでに反映されている	0
<input type="checkbox"/> まだ反映されていない	8

(N=9)

ほとんど自治体が、まだ反映されていないと回答。

### 自治体としての考え方

<input type="checkbox"/> 特段の問題はない	2
<input type="checkbox"/> 問題がある	0
<input type="checkbox"/> その他	6

(N=9)

2自治体が「特段の問題はない」と回答。問題があった自治体はなかった。「その他」とした自治体が6自治体であり、コメントは以下のとおり。

- 今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。
- 要援護者の避難については時間を要するものであるため、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定しておくことが必要ではないかと思われる。
- 特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。
- 臨機応変な対応が必要と思われる。
- 県のシステム内容の説明を受けた後、対応したい。
- 詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

【考察】説明を受けているという回答が多いが、さらに詳細な説明を求める趣旨のコメントが多い。また、計画への反映はされていない。

## (2) 受け入れを行う自治体

避難者の受け入れ先になっていると回答した自治体は18自治体。(☞問3)

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、曾於市、指宿市、霧島市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

### 1) 受け入れ計画を策定しているか (☞問12)

<input type="checkbox"/> 策定している	0
<input type="checkbox"/> 策定していない	18
<input type="checkbox"/> これから策定する	2
<input type="checkbox"/> 策定の予定はない	6

(N=18)

回答した 18 自治体すべてが、受け入れ計画を策定しておらず、そのうちこれから策定すると回答したのは 2 自治体にとどまった（湧水町、曾於市）。

2) 避難住民や車両のスクリーニング（汚染検査）および除染の場所は決まっているか。（☞問 13）

<input type="checkbox"/> はい	0
<input type="checkbox"/> いいえ	18

(N=18)

回答したすべての自治体が、スクリーニングおよび除染の場所は決まっていないと回答した。

3) 9月12日付の原子力防災会議の資料（別添）について、県・国等から説明を受けたか。（☞問 14）

<input type="checkbox"/> はい	6
<input type="checkbox"/> いいえ	12

(N=18)

30km 圏にかかる自治体はすべて説明を受けたと回答。それ以外の自治体は説明を受けていないと回答した。

【考察】すべての自治体が受け入れ計画を策定しておらず、これから策定しているという自治体も限定的である。また、30km 以遠にある自治体は、県・国等からの説明を受けておらず、情報に差がある。

4) 「避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施」という方針について（☞問 15）

説明を受けたか？

<input type="checkbox"/> はい	7
<input type="checkbox"/> いいえ	11

(N=18)

30km 圏にかかる自治体は説明を受けたとし、30km 圏外の自治体のうち、説明を受けたとする自治体は指宿市のみにとどまった。

「救護所」は決まっているか？

<input type="checkbox"/> はい	0
<input type="checkbox"/> いいえ	17

(N=18)

すべての自治体が、決まっていないと回答した。

## 自治体としての考え

□特段の問題はない	2
□問題がある	4
□その他	10

(N=18)

問題はないとした自治体は2自治体にとどまった。

問題があるとした自治体のうち、問題の内容は以下のとおりであった。

- 救護所の場所が決まっていないこと
- 広い施設・場所がない
- 早い時期に説明をしていただきたい
- 車両の除染については、30km圏外へ出る際に実施すべきと考える。避難住民のスクリーニングは避難先自治体でも可能。
- 国の責任で行うべきものとする。

その他とした自治体のコメントは、以下のようなものである。

- 本市は避難先の一部が県外であることから、県境を越える避難については調整が必要である旨を国に伝えている。
- 特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。
- 臨機応変な対応が必要と考える。
- 詳細な説明が、まだない為、何もいえない
- 国・県からの説明を受けたい。
- 避難計画の充実を図ってほしいと考えております。
- ご指摘のスライド75枚目には、下段に「※県境を越える避難については、別途調整中」との記述があり、当町はこれに該当するものと思われる。
- 当初から、阿久根市の避難者を受け入れる避難所を提供するのみとの協議がなされていたので、当然、避難元自治体域内、もしくは鹿児島県域内でスクリーニングや除染を完了し、当町へ避難されるものと認識している。
- 避難者等の除染およびスクリーニングについては、避難元自治体（鹿児島県及び阿久根市）が責任持って対応することとなっているので、避難者が熊本県内及び町内に避難するときには除染等の対策は完全に実施されていると認識している。
- 避難先の自治体に設置することについては、協議が必要。

【考察】自治体の考えを聞く他の設問と比して、「問題ある」とした自治体が多く、除染・スクリーニングを自らの自治体で行うことに対する問題意識の表れかと考えられる。「その他」とした自治体のコメントも、説明がないこと、協議が必要であることなどを指摘するコメントが多かった。

- 5) 「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針について (☞問 16)

説明を受けたか

□はい	6
□いいえ	12

(N=18)

30km 圏外の自治体は説明を受けていないことがあきらかになった。

自治体としての考え

□特段の問題ない	3
□問題がある	4
□その他	11

(N=18)

問題がないとした自治体は2自治体にとどまった。

問題があるとした4自治体の問題の内容は下記のとおり。

- 早い時期に説明をしていただきたい。その様な状況で具体的な調整が実施できるか不明である。
- 避難施設に限りがあり、予定している避難住民以上の受け入れは困難である。
- 施設がない。

「その他」とした自治体のコメントは以下のとおりである。

- 詳細な説明が、まだない為、何ともいえない
- 国・県からの説明を受けたい
- あってはならない災害ですが発生した場合はできる限りの対応をしたいと考えております。
- あくまで協定による人数内であれば問題ないとする。
- 協定による人数内であれば問題ないとする。
- すでに出水市の避難者を受け入れ予定であり、これ以上の対応は難しい。

- 6) 「10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで受け入れ先を調整する」という方針について (☞問 17)

説明を受けたか

□はい	6
□いいえ	12

(N=18)

30km 圏外の自治体は説明を受けていない。

受け入れ先の施設に関して、県から情報提供の依頼があったか。

□はい	0
□いいえ	17

(N=18)

すべての自治体が情報提供の依頼はなかったと回答。「受入先候補施設については、県で各施設に照会して確認をしている」というコメントがあり、このため、県下の自治体には特に情報提供の依頼はなかったのかもしれない。

自治体としての考え方

□特段の問題はない	4
□問題がある	3
□その他	10

(N=18)

問題の内容として、以下の記述があった。

- システムの内容について承知していない為、具体的な調整要領が不明である
- 事故が生じたあとに調整できるのか疑問である。

その他の記述として以下のコメントがあった。

- 要援護者の避難については時間と配慮を要するものであるので、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定するために、県内及び県外の施設の調整を行っておくことが必要ではないかと思われる。
- 特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。
- 臨機応変な対応が必要と考える。
- 詳細な説明が、まだない為、何ともいえない
- これからの情報提供に期待したいと考えております。
- 要援護者については、協定で明文化されていないので、当町としては対応できない。
- 避難行動要支援者については、協定では詳細まで決定していないので、現在のところ当町として対応は難しい。
- 説明・相談等は受けてない。

【考察】具体的な説明がないこと、要援護者についての対応が難しい点などを指摘するコメントが多かった。

(3) 未解決の課題や、政府の対応等について改善を要望したいことなど (☞問18)

受け入れ側自治体から、国や県に対して説明を求める意見が多くあげられている。

- 原子力災害については、特殊性があり、また、広域的な対応も必要なことから、国や県が主導してまとめるべき点が多分にあると考えており、今後とも、国や県が率先する中で、原子力災害に関する課題や体制等の検討・整理を行っていただき、総合的な対策を取っていただきたいと考えております。
- 受入れ市町への県の説明が必要である
- 受け入れ自治体の役割等について、国・県からの説明を受けたい
- 国・県の主導により避難計画を作成してほしい。また、速やかに情報提供をしていただきたい
- 県と2市2町で作成した「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を平成26年9月25日に原子力規制委員会と内閣府に提出しており、その中で原子力規制や安全対策に対する一層の充実・強化と、PPA地域の防災対策の明確化をお願いしている。これらについて早急に対応してほしい。
- 現在、熊本県と関係4市町で「川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議」を組織し、国へ要望書を提出している。国には要望した内容について切実に対応してもらいたい。

## 4. アンケート別添資料：「原子力防災会議 第4回 配布資料 川内地域の緊急時対応（全体版）」

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku\\_bousai/dai04/siryoku3-2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai04/siryoku3-2.pdf) より。

スライド 75 枚目

### 避難退域時検査・除染の実施地点

▶ 避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施。

※県境を越える避難については、別途調整中

**避難元**

バス・自家用車等で避難

避難退域時検査・除染

※原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施

75

スライド 43 枚目

### UPZ圏内住民の一時移転等

▶ 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、鹿児島県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。

▶ UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。

▶ なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先を調整。

<div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">薩摩川内市</div> <div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">いちき串木野市</div> <div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px;">阿久根市</div>	➔	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">鹿児島市</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">南島市、始良市、湧水町</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">豊水市、曾於市</div> <div style="background-color: #ff6600; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">南さつま市</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">薩摩川内市内</div>	➔	<div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">出水市</div> <div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">日置市</div> <div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">さつま町</div> <div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px;">鹿児島市 始良市 長島町</div>	➔	<div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">伊佐市、霧島市</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">熊本県水俣市</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">出水市内</div> <div style="background-color: #ff6600; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">南さつま市</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">日置市内</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">鹿児島市</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">霧島市</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">さつま町内</div>
<div style="background-color: #92d050; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">長島町</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">始良市、伊佐市、湧水町</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">熊本県芦北町、津奈木町</div>	➔	<div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自市町内</div>	➔			

43

